

岩手県告示第51号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

令和8年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 兵沢

2 区域 一関市室根町折壁字兵沢の区域内の土地のうち、次の1点から14点までを順次結んだ線及び1点と14点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	緯 度	経 度
1点	北緯38度56分58秒8665	東経141度27分44秒5288
2点	北緯38度56分59秒1933	東経141度27分44秒4742
3点	北緯38度56分59秒5666	東経141度27分44秒1084
4点	北緯38度56分59秒5719	東経141度27分43秒7104
5点	北緯38度56分59秒8217	東経141度27分43秒5476
6点	北緯38度57分00秒3695	東経141度27分43秒3992
7点	北緯38度57分00秒6991	東経141度27分43秒5339
8点	北緯38度57分01秒5112	東経141度27分44秒2334
9点	北緯38度57分01秒0024	東経141度27分45秒2712
10点	北緯38度57分00秒6714	東経141度27分45秒1796
11点	北緯38度57分00秒6294	東経141度27分45秒2959
12点	北緯38度56分59秒9995	東経141度27分44秒9155
13点	北緯38度56分59秒3023	東経141度27分45秒0097
14点	北緯38度56分58秒9316	東経141度27分44秒7307